

# 仕 様 書

## 1. 業務名

堺市議会本会議及び委員会等における録音記録の反訳業務

## 2. 履行場所 堺市指定場所

## 3. 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

## 4. 業務の概要

契約相手方（以下「受注者」という。）は、契約期間中に堺市議会において開催される会議（本会議・常任委員会及び特別委員会・その他堺市（以下「発注者」という。）が指定するもの）について、会議開催日ごとに会議の種類を単位とし、発注者から貸与された会議の議事を録音した記録媒体（以下「録音媒体」という。）を基に逐語反訳を行い、会議での配布資料と合わせて会議記録原稿（以下単に「原稿」という。）を作成し、原本1部及びその情報が収録された電子媒体（発注者と受注者において協議）を発注者に納入する。

## 5. 予定会議時間

年間会議時間数 300時間

（ただし、時間はあくまでも目安であり、増減があるものとする。）

（参考）令和7年中の会議日数・時間数（資料2）

## 6. 原稿の様式

原稿の様式は、資料1「反訳部における作成概要」（以下「作成概要」という。）のとおりとする。ただし、作成概要によれない場合は、その都度発注者と受注者とで協議のうえ変更又は決定するものとする。

なお、会議での配布資料（発注者の指示するもの）等録音媒体以外のもので原稿として使用するものについては、発注者から提供された電子データを原則書式等を変更することなく複写し使用するものとする。

## 7. 録音媒体等の貸与及び返還

- ① 録音機器は受注者が用意するものとし、履行期間を通じて常時発注者に貸与するものとする。その仕様は本市の録音設備に対応可能なもので、詳細は発注者と受注者とで協議するものとする。
- ② 発注者は受注者に対し、録音媒体及び会議資料その他原稿作成に必要な資料（以下「録音媒体等」という。）を送付する。
- ③ 発注者は、録音媒体等を原則として会議開催日ごとに速やかに受注者に送付し、受注者は、録音媒体等を受領後、速やかに受領した旨を発注者へ連絡するものとする。なお、連絡方法については発注者と受注者において協議する。
- ④ 受注者は、原稿納品時に発注者が送付した録音媒体等を返還しなければならない。
- ⑤ 録音媒体等の授受の方法は、郵送その他の方法（書留（特定記録）又はこれと同程度の

迅速性及び確実性が確保される方法に限る。) によることとし、これに必要な送料等の経費は発送する者の負担とする。

- ⑥ 録音媒体等の授受に際しては、発注者と受注者双方が破損等のないよう万全の措置をとるものとする。

## 8. 原稿の納入期限及び納入場所

- ① 受注者は、録音媒体等を受領した日から起算して10日以内(土・日・祝日を含み、当該日が発注者の閉庁日である場合は直後の開庁日とする。以下同様。)に発注者の指定する場所に原稿を納品しなければならない。ただし、大綱質疑にかかる本会議については、7日以内とする。
- ② 発注者の公務上の都合により原稿を早急に必要とする場合、受注者は前項の規定にかかわらず、発注者の指定した期間内に提出するものとする。この場合の提出方法については、その都度協議するものとする。

## 9. 原稿の校正

- ① 受注者は、業務従事者が逐語反訳した内容を、校正責任者が録音媒体、送付資料等との照合等による校正を行い、業務責任者による総合確認を行ったうえで納品すること。
- ② 校正責任者は、速記技能検定2級以上の資格を有し、速記業務に精通しているものを充てること。
- ③ 納品原稿には、業務従事者の氏名及び作業内容を明記するとともに、校正責任者及び業務責任者がそれぞれの氏名及び作業内容を明記すること。
- ④ 受注者は、納品原稿における誤りを、作成概要の書式において全体で0.5%以内の精度で目標値を設定し、設定した目標の達成に努めること。
- ⑤ 納品原稿における誤りが著しいと認められるときは、発注者は原稿の受領を拒否し、あるいはその全部又は一部についてやり直しを命じることができる。
- ⑥ 上記⑤の場合については受注者は返却された日から起算し、2日以内に再度納品し、発注者による修正原稿の点検を受けなければならない。これらにかかる費用はすべて受注者の負担とする。
- ⑦ 納品原稿における誤りが著しいと認められるときは、発注者は受注者に対して改善指導を行い、業務改善報告書の提出を求めることができる。

## 10. 報告事項等

- ① 受注者は、契約後速やかに本反訳業務における反訳従事者体制表を作成し、発注者へ提出するものとする。また、従事者に変更があった場合も同様とする。発注者は提出された体制表が不適切であると認められる場合には、受注者へ体制の見直しを求めることができる。
- ② 受注者は、定例会ごとに堺市ホームページにて定例会日程を確認し、定例会の初日本会議の7日前までにその定例会における作業計画書を発注者に提出するものとする。

## 11. 遵守事項等

- ① 受注者は、発注者から貸与された録音媒体等を無断で複製してはならない。
- ② 受注者は、録音媒体等の保管に万全を期すとともに、業務を履行するうえで知りえた情報については、契約期間の内外を問わず、第三者にもらしてはならない。
- ③ この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者と受注者とで

協議して決める。

## 12. 暴力団等の排除

### (1) 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- ① 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- ② これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

### (2) 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

### (3) 誓約書の提出について

- ① 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- ② 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- ③ 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

### (4) 不当介入に対する措置

- ① 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- ② 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- ③ 本市は、受注者が本市に対し、(4) ①及び②に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- ④ 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(4) ①に定める報告及び届け出又は(4) ②に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

## &lt; 反訳部における作成概要 &gt;

1 反訳原稿の全体書式は、それぞれ原則として以下のとおりとする。なお、必要があれば、その都度発注者と受注者とで協議のうえ変更又は決定するものとする。ただし、発注者が指定した資料は除く。

- |              |  |
|--------------|--|
| ① 用紙サイズ      | A4版 縦  |
| ② 文字色        | 黒色   |
| ③ 印刷面        | 片面   |
| ④ 用字         | 社団法人日本速記協会発行の標準用字用例辞典（最新版）及び発注者が別途指示する注意事項による。                     |
| ⑤ 文字方向       | 横書きとする。  |
| ⑥ 使用ソフトウェア   | マイクロソフト社 ワード（バージョンは発注者が指定するもの）を使用すること。                             |
| ⑦ 文字のフォント    | MS明朝体  |
| ⑧ 文字サイズ      | 10.5ポイント   |
| ⑨ 1行あたり文字数   | 42字（ただし、行末の丸・点等を含まない。また、発言者名を含まない行については、文頭1文字落としとする。）<br>字送り10.8pt |
| ⑩ 1ページあたり行数  | 34行（ただし、ページ行を含まない）<br>行送り20.3pt                                    |
| ⑪ 署名欄        | 会議の終了（延会、散会、閉会等）時刻の記載行から3行空けて記載する。                                 |
| ⑫ ページ番号      | ワードのフッター機能を使用し付番する。ページ番号のみを記載する。                                   |
| ⑬ 禁則処理       | 標準レベル  |
| ⑭ 余白         | 上 25mm 下 25mm 左 25mm<br>右 25mm とじしろ 0mm                            |
| ⑮ フッター位置     | 下 10mm   |
| ⑯ 倍角文字及び半角文字 | 原則として使用しない。  |
| ⑰ ユーザー登録パターン | 仕様に関しては、発注者と受注者で協議するものとする。   |
| ⑱ 納品電子媒体     | 仕様に関しては、発注者と受注者で協議するものとする。   |

2 反訳原稿の全体書式以外の記載事項等については、発注者の指示による。

3 全体書式については、本市作成の下記の会議録の写しを作成基準とすること。

「本会議 会議録」

「常任委員会 会議録」

「特別委員会 会議録」

「予算（決算）審査特別委員会 会議録」

「議会運営委員会 会議録」

4 その他別途貸与された過去の会議録等の参考資料については、契約期間終了後速やかに返却すること。

### <堺市用 反訳に関する注意事項>

- ◆録音された音声の内容をそのまま反訳し、整文などは行わないこと
- ◆音声で聴取困難であった部分は、発言箇所に「●●●」と●3文字を入力すること
- ◆「…」は使用しないこと
- ◆本市から送付した資料等の電子データは、原則コピー・アンド・ペーストし、そのまま利用すること。また、電子データ以外で送付する資料については、別途、本市の指示に従うこと。
- ◆一般常識的な固有名詞、施策、機構等固有名詞（事業名等含）はインターネットの検索サイトなどで確認すること。また本市の施策、機構等固有名詞に関しても同様の扱いとすること。
- ◆堺市独自変換文字

標準用字用例辞典	堺市独自変換
目指す	めざす
配付	配布
子供	子ども（議員発言） こども（理事者発言分）
附帯決議	付帯決議
兄弟	きょうだい
独り親	ひとり親
ウォーキング、ウォーク、 ウォーター	ウォーキング、ウォーク、 ウォーター ※小さい「オ」
エンターテインメント	エンターテイメント ※「ン」を削除する
パーティション	パーテーション
ファシリティーマネジメント	ファシリティーマネジメント
（気球）運航	（気球）運行

## ◆堺市指定の固有名詞

よみ	堺市の変換
いずみがおか	泉ヶ丘 ※小さい「ヶ」
みくにがおか	三国ヶ丘 ※小さい「ヶ」 (ただし、学校名は三国丘)
みょうこくじ	妙國寺 ※「國」は旧字体
ときわはまでらせん	常磐浜寺線 ※「盤」は× ※「ときはません」と省略している場合は「ときはま線」
きゅうさかいとうだい	旧堺燈台 ※「灯」は×
さかいりしょうのもり	さかい利晶の杜 ※「森」は×
くきょういくけんぜんいくせいかいぎ	区教育・健全育成会議 ※「・」が必要
やまとたかだせん	大和高田線 ※「やまたかせん」と省略している場合は「やまたか線」
ちゅうおうかんじょうせん	中央環状線 ※「ちゅうかん」と省略している場合は「中環」
てっぼうかじやしき	鉄炮鍛冶屋敷 ※「てっぼう」のみの場合は、「鉄砲」

## ◆その他留意すべき文字

よみ	変換
オーイチゴーナナ	O 1 5 7
ライン ※コミュニケーションアプリ	L I N E

令和7年会議実績（令和7年1月～令和7年12月）

## ●本会議

年	回	定例会・臨時会	会議日数	開催時間
7	1	定例会	5	22:59
	2	定例会	8	15:30
	3	定例会	5	17:08
	4	定例会	5	18:55
		年間計	23	74:32

## ●常任委員会（2委員会同日開催）

年	回	定例会・臨時会	会議数	開催時間
7	1	定例会	11	25:33
	2	定例会	12	26:35
	3	定例会	10	24:47
	4	定例会	9	29:05
		年間計	42	106:00

## ●予算・決算審査特別委員会

年	回	会議	会議数	開催時間
7	予算	全体会議	3	11:56
		分科会 (2分科会同日開催)	6	26:04
		合計	9	38:00
	決算	全体会議	3	10:36
		分科会 (2分科会同日開催)	6	26:57
		合計	9	37:33

## ●議会運営委員会

年	回	定例会・臨時会	会議数	開催時間
7	1	定例会	1	00:01
	2	定例会	2	00:08
	3	定例会	1	00:01
	4	定例会	1	00:01
		年間計	5	00:11

●特別委員会（研修会含む）

年	委員会	会議数	開催時間
7	孤独・孤立社会対策調査 特別委員会	4	08 : 41
	新たな危機に立ち向かう まちづくり調査特別委員会	1	02 : 59
	人口減少対策調査 特別委員会	3	07 : 35
	堺都心部活性化調査 特別委員会	3	03 : 58
	年間計	11	23 : 13

### <反訳従事者体制表>

※担当者の氏名及び速記資格（有資格者についてはその級）を記入してください。

